

令和6年度行政組織の改正について

行政経営部 行政管理課

(0284-20-2112)

1 趣旨

第8次足利市総合計画前期基本計画の各施策の推進と第8次足利市行政改革大綱における「行政課題に柔軟に対応できる組織体制の構築」を図り、社会経済情勢や市民ニーズの変化による行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を整備するものです。

2 組織改正の主なポイント

(1) 第8次足利市総合計画前期基本計画の各施策の推進のための見直し

ア 足利市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設マネジメントの強化

足利市公共施設等総合管理計画の改訂に伴い、未利用財産の利活用を強化するため、総合政策部総合政策課地域ビジョン担当の未利用地の活用計画に関する事務を公共施設マネジメント課公共施設マネジメント担当へ移管する。また、地域ビジョン担当が所管する土地利用に関する事務を総合政策課総合政策担当へ移管する。

イ 共生社会の実現に向けた支援体制の充実

市民一人ひとりの人権を尊重し、性別にとらわれず、互いに認め合い、市民同士が支え合いながら、共生できる社会の実現を目指し、人権相談、市民相談等の各種相談に対する支援体制の充実に努めるため、行政経営部人権・男女共同参画課の事務を生活環境部市民生活課へ移管し、市民生活課に「共生社会推進室」を新設する。また、人権・男女共同参画課隣保館は、市民生活課共生社会推進室の担当相当として移管する。

ウ 支援が必要な子どもや家庭への取組の支援

(ア) こども家庭センターの新設

支援が必要な子どもや家庭への取組を支援するため、健康福祉部のこども家庭政策課「こども家庭相談担当」と健康増進課「母子保健担当」を移管し、妊産婦や子どもに対する一体的な相談支

援を行う機能を有する機関として、同部に「こども家庭センター」を新設するとともに、こども家庭センターを足利市保健センター内に開設する。

(イ) 子ども・子育て支援に関するマネジメントの強化

子ども・子育て支援に関するマネジメントを強化するため、健康福祉部の「こども家庭政策課」、「こども家庭センター」及び「保育課」の3課を所管する副部長級の職員を置く。

エ 市民の健康づくりの推進

各種健（検）診の実施や受診勧奨などにより、疾病の早期発見、早期治療による重症化を予防し、市民の健康づくりを推進するとともに、現在、国民健康保険と後期高齢者医療保険の保険者として、健康増進課と保険年金課が連携して取り組んでいる保健事業の事務を保険年金課に一元化し、実施体制の強化を図るため、保険年金課に「保健事業担当」を新設する。

さらに、市民の健康づくりに関する生活環境部と健康福祉部の更なる連携を図るため、健康福祉部の健康増進課「保健検診担当」及び「健康づくり担当」の事務室を足利市役所本庁舎へ移転する。

オ 安心な暮らしを支える公共交通ネットワークの構築

足利市地域公共交通計画で掲げる「安心な暮らしを支える公共交通ネットワークの構築」を目指し、関連計画である「足利市都市計画マスタープラン」及び「足利市立地適正化計画」との連携を図り、本市の交通施策を一体的に推進するため、都市政策課に「公共交通政策室」を新設する。また、本市の公共交通の軸となる生活路線バスに関する業務についても、生活環境部市民生活課から都市政策課公共交通政策室へ移管する。

カ 建築政策及び住宅政策の一体的な推進

本市の建築政策及び住宅政策を一体的に推進するため、建築指導課と建築住宅課を統合し、「建築・住宅政策課」を新設するとともに、同課に新クリーンセンターをはじめとする市有施設の設計、監理業務を担う「建築設計監理室」、「住宅政策・空き家対策担当」、「建築指導担当」を設置する。

キ 公営企業のマネジメント体制の強化

公営企業の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るた

め、企業経営課総務担当を廃止し、同課に「企業経営担当」と「財務担当」を新設する。

ク 新たな学校づくりの推進

足利市学校教育環境審議会の答申を踏まえ、今後策定する行政計画に基づき、本市の新たな学校づくりを推進するため、教育総務課に「新たな学校づくり推進室」を新設する。

ケ 史跡足利学校の魅力向上のための組織体制の見直し

(ア) 史跡足利学校事務所の参観業務等の移管

史跡足利学校の魅力向上を図り、文化観光の推進を図るため、史跡足利学校事務所の参観業務等を観光まちづくり課文化観光政策担当へ移管する。

(イ) 歴史文化遺産の研究体制の強化

史跡足利学校をはじめとする本市の歴史文化遺産を磨き上げるため、史跡足利学校事務所を文化課の課内室へと移管し、歴史文化遺産の研究体制の強化を図る。

コ 教育D Xの推進

児童生徒の学力向上等を目的とした教育研究を推進するとともに、教育D Xに特化した組織体制を整備するため、教育研究所を学校教育課の課内室相当とし、「教育D X担当」及び「教育研究担当」を設置する。

サ 農地利用の最適化及び担い手の確保

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の目標地図の策定など、農地利用の最適化及び担い手の確保を図るため、農業委員会事務局農地担当を廃止し、「農地調整担当」と「農地基盤担当」を新設する。

(2) 組織の統廃合や再編による組織のスリム化

ア 新型コロナウイルス感染症対応に係る臨時組織の見直し

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行されたことに伴い、同感染症対応のため、臨時的に設置した「健康増進課新型コロナウイルス感染症対策室」、「総合政策課市民生活緊急経済対策担当」及び「商業にぎわい課中小企業緊急経済対策担当」を廃止する。

イ 事務移管に伴う組織の廃止

総合政策課地域ビジョン担当が所管する土地利用、未利用地の活用計画及び地域公共交通計画に関する事務がそれぞれ移管されることに伴い、地域ビジョン担当を廃止する。また、令和5年度行政組織の改正において、マイナンバーカードの取得に特化した組織として設置した市民課マイナンバーカード取得促進室については、マイナンバーカードの交付率が大幅に向上し、今後、マイナンバーカードの有効期間の更新が業務の中心となることから、マイナンバーカード取得促進室を廃止し、市民課届出・交付担当へ事務を移管する。

ウ 出先機関の組織体制の見直し

人的資源を有効に活用した柔軟かつ全庁・横断的な体制を目指し、出先機関の組織体制を見直し、生活環境部市民生活課消費生活センター及び教育委員会事務局生涯学習課青少年センターをそれぞれ担当相当とする。

3 行政組織数の増減(別紙1参照)

年度	部	課	課内室	担当等
令和5年度	10	59	14	152
令和6年度	10	56	15	152
増減	0	△3 (増2、減5)	+1 (増6、減5)	0 (増14、減14)

4 行政組織図(令和6(2024)年4月1日現在)

別紙2のとおり

5 今後のスケジュール

令和6(2024)年

3月 市議会定例会に議案を提出

(足利市事務分掌条例等の改正)

4月 広報あしかがみ及び市ホームページに掲載

別紙 1

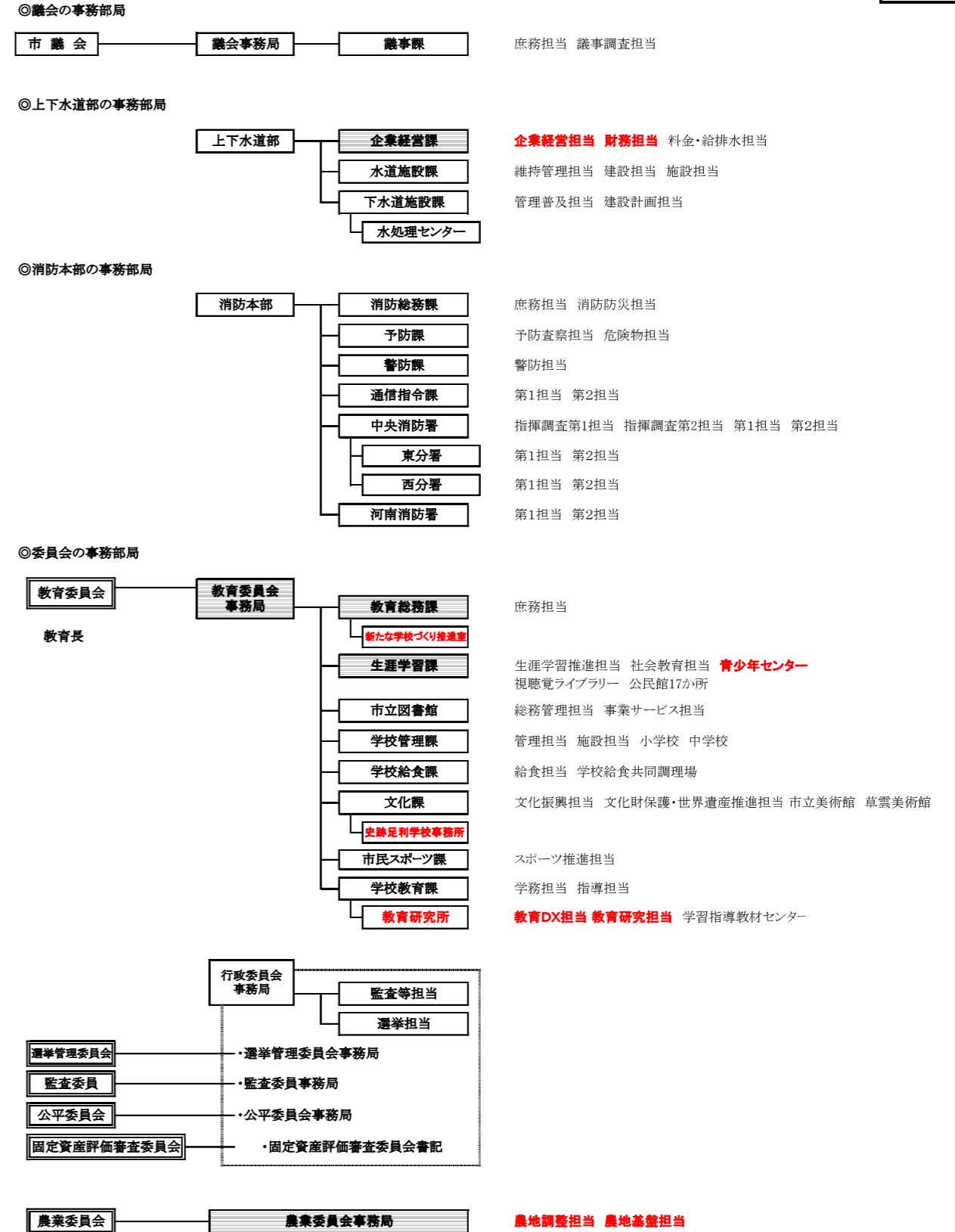
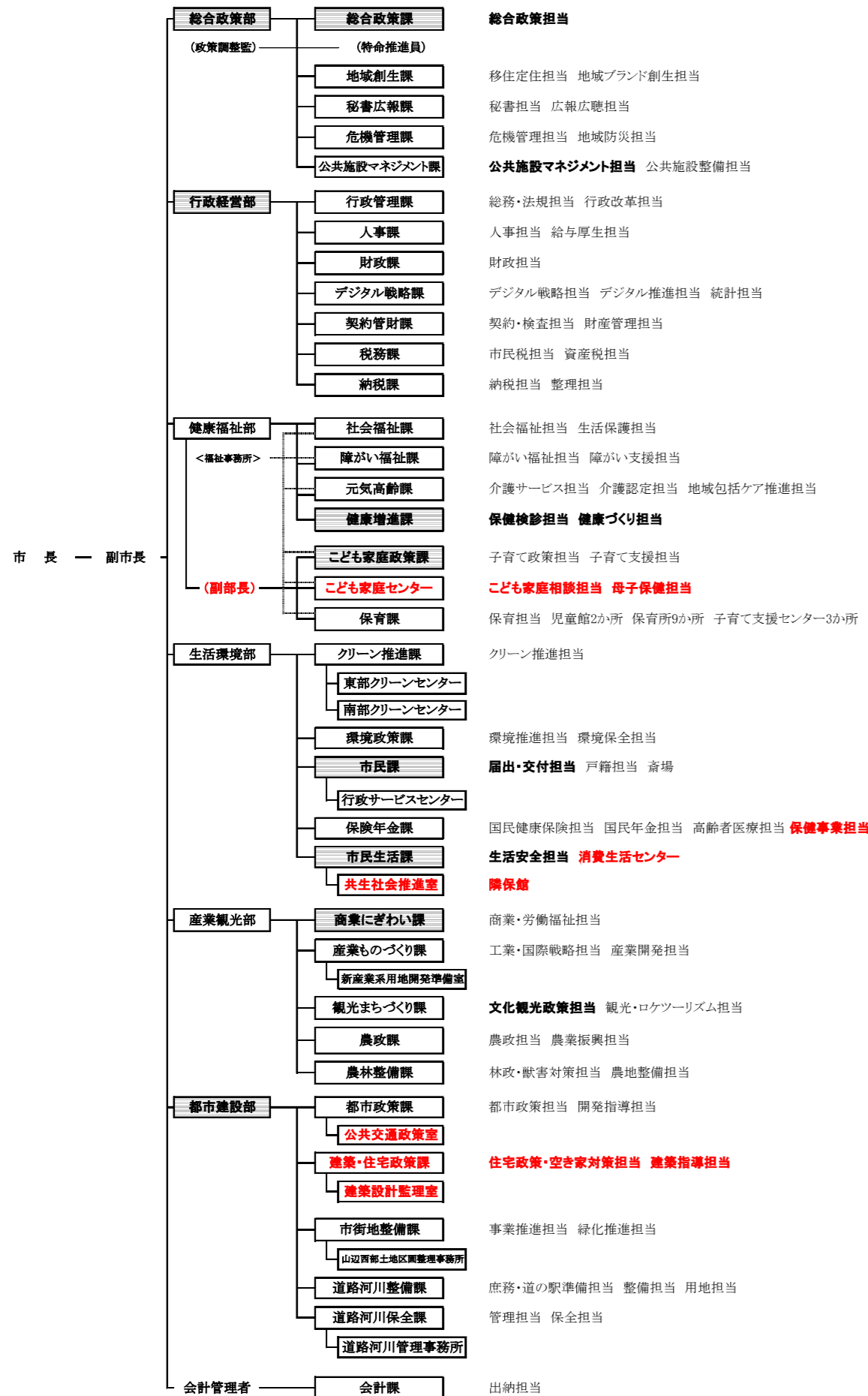
行政組織数の増減

部の名称	課		課内室		担当等	
	増	減	増	減	増	減
総合政策部	—	—	—	—	—	-2
行政経営部	—	-1	—	-1	—	-1
健康福祉部	+1	—	—	-1	+2	-2
生活環境部	—	—	+1	-2	+3	—
産業観光部	—	—	—	—	—	-1
都市建設部	+1	-2	+2	—	+2	-5
会計課	—	—	—	—	—	—
議事課	—	—	—	—	—	—
上下水道部	—	—	—	—	+2	-1
消防本部	—	—	—	—	—	—
教育委員会	—	-2	+3	-1	+3	-1
行政委員会	—	—	—	—	—	—
農業委員会	—	—	—	—	+2	-1
合計	増減-3 (+2、-5)		増減+1 (+6、-5)		増減±0 (+14、-14)	

足利市行政組織図

<令和6(2024)年4月1日 現在>

別紙2



10部56課15課内室152担当等

<凡例>
 網掛け 組織の統合
 赤ゴシック 新設
 黒ゴシック 事務の移管等